平成２０年（判）第２３号

審　　決

京都市右京区花園藪ノ下町２番地の３
被審人　ハマナカ株式会社
同代表者　代表取締役　濱　中　貞　宏
同代理人　弁　護　士　赤　坂　久　雄

公正取引委員会は，上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく平成２０年（判）第２３号独占禁止法違反審判事件について，公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号。以下「規則」という。）第７３条の規定により審判長審判官高橋省三，審判官酒井紀子及び審判官秋吉信彦から提出された事件記録並びに規則第７５条の規定により被審人から提出された異議の申立書及び規則第７７条の規定により被審人から聴取した陳述に基づいて，同審判官らから提出された別紙審決案を調査し，次のとおり審決する。

主　　文

被審人の審判請求を棄却する。

理　　由

１　当委員会の認定した事実，証拠，判断及び法令の適用は，別紙審決案の１８ページ５行目記載の「１２月」を「１１月」に改めるほかは，いずれも別紙審決案の理由第１ないし第７と同一であるから，これらを引用する。

２　よって，被審人に対し，独占禁止法第６６条第２項及び規則第７８条第１項の規定により，主文のとおり審決する。

平成２２年６月９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長	竹島一彦	
委員	後藤晃	
委員	神垣清水	
委員	濵田道代	
委員	細川清	

別　紙

平成２０年（判）第２３号

審　　決　　案

京都市右京区花園藪ノ下町２番地の３
被審人　ハマナカ株式会社
同代表者　代表取締役　濱　中　貞　宏
同代理人　弁　護　士　赤　坂　久　雄

上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令審判事件について，公正取引委員会から独占禁止法第５６条第１項及び公正取引委員会の審判に関する規則（以下「規則」という。）第１２条第１項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは，審判の結果，次のとおり審決することが適当であると考え，規則第７３条及び第７４条の規定に基づいて本審決案を作成する。

主　　文

被審人の審判請求を棄却する。

理　　由

第１　審判請求の趣旨

平成２０年（措）第１４号事件の排除措置命令（別添のとおり。以下「原処分」という。）について，その全部の取消しを求める。

第２　事案の概要

原処分は，被審人に対し，被審人が，正当な理由がないのに，小売業者に対し「値引き限度価格」（後記第３の２(1)参照）を維持させるとの条件を付けて「ハマナカ毛糸」（後記第３の１(1)参照）を供給し，また，卸売業者に対し当該卸売業者をして小売業者に「値引き限度価格」を維持させるとの条件を付けて「ハマナカ毛糸」を供給している行為が，平成２１年１０月２８日改正前の不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号。以下「一般指定」という。）の第１２項第１号及び第２号に該当し，独占禁止法第１９条の規定に違反するとして，同第２０条第１項の規定に基づき排

除措置命令を行ったものである。

これに対し，被審人は，小売業者における「ハマナカ毛糸」の販売価格の自由な決定を拘束していないこと及び卸売業者に対し当該卸売業者をして小売業者の「ハマナカ毛糸」の販売価格の自由な決定を拘束させていないこと並びに被審人の行為には正当な理由があることを主張して，原処分の全部の取消しを求めて審判を請求した。

第３　事実

１　被審人の概要等

(1) 被審人は，肩書地に本店を置き，手編み毛糸又は手芸糸（以下「手芸手編み糸」という。）を玉状等にまとめ，「ハマナカ」又は「Ｒｉｃｈ　Ｍｏｒｅ」の商標を付したもの（以下「ハマナカ毛糸」という。）を，他の事業者に委託して製造させ，販売する事業を営む者である。（争いがない。）

(2) 被審人は，ハマナカ毛糸を，自ら又は卸売業者を通じて小売業者に販売しており，このほか，通信販売等の方法により直接一般消費者への販売も行っている。（争いがない。）

また，ハマナカ毛糸は，１玉ずつ（以下「玉単位」という。），あるいは同じ種類の毛糸を１０玉ずつ袋に入れて（以下「袋単位」という。）販売されている。小売業者は，玉単位及び袋単位，あるいは玉単位のみで販売しているが，インターネットを利用した方法により販売する小売業者（以下「インターネット小売業者」という。）は，通常玉単位で販売している。（争いがない。）

(3) ハマナカ毛糸は，被審人等が発行する編み物雑誌に掲載される作品例に頻繁に使用されていることから，他の手芸手編み糸に比して知名度が高く，一般消費者には，ハマナカ毛糸を指名して購入する者が少なくない。このため，ハマナカ毛糸は，手芸手編み糸を取り扱う小売業者にとって品ぞろえに加えておくことが重要な商品となっている。このようなことから，ハマナカ毛糸を取り扱う小売業者の多くは，被審人の要請（後記２参照）に従わざるを得ないと考えていた。（査第３号証ないし第６号証，第８号証ないし１０号証，第１３号証，第２１号証）

(4) 被審人は，ハマナカ毛糸について，標準価格等と称する希望小売価格（以下「標準価格」という。）を定め，自ら又は卸売業者を通じて，小売業者に周知している。（争いがない。）

2　違反行為等

(1)　ユザワヤ株式会社及びユザワヤ商事株式会社への対応

ア　かねてから，ハマナカ毛糸を安く販売する小売店が存在し，周辺の小売業者から被審人に対し苦情が寄せられていたが，被審人は，安く販売している小売店に対して，極端な安売りは周辺の小売店に影響するのでやめるよう申入れをするなどして，個別に対応していた。

イ　東京都に本店を置き，主に関東地区及び近畿地区に店舗を展開する大手の小売業者であるユザワヤ株式会社及び同社が販売する商品の仕入れを行っているユザワヤ商事株式会社（以下両社を併せて「ユザワヤ」という。）は，被審人からハマナカ毛糸を直接仕入れて，標準価格から１０パーセントないし３０パーセント引きの価格で販売していた。

平成１７年７月ころ，ユザワヤは，大阪市に出店した際，当該店舗において「オープン記念セール」として，ハマナカ毛糸の一部を玉単位で標準価格の４０パーセント引き，袋単位で標準価格の５０パーセント引きの価格で販売した。これについて周辺の小売業者から被審人に対し，極端な安売りをされると経営が成り立たないといった苦情が寄せられた。

そこで，被審人は，ハマナカ毛糸について，玉単位で販売する場合には標準価格の１０パーセント引きの価格，袋単位で販売する場合には標準価格の２０パーセント引きの価格を下限とし（以下これらの価格を「値引き限度価格」という。），値引き限度価格以上の価格で販売させる方針に基づいて，同年９月以降，ユザワヤに対し，ハマナカ毛糸を値引き限度価格以上の価格で販売するよう再三にわたり申し入れた。

これに対し，ユザワヤは，当初は，他の小売業者の販売価格を引き合いにして販売価格の引上げに応じなかったものの，再三にわたる被審人の申入れを受け，被審人が他の小売業者にも値引き限度価格以上の価格で販売させるようにすることを条件として，同年１０月ころ以降，被審人の申入れに応ずることとし，値引き限度価格以上の価格で販売した。

（査第１号証ないし第３号証，濱中貞宏被審人代表者）

(2)　ユザワヤ以外の小売業者等への対応

前記(1)のとおり，ユザワヤに対する申入れの結果，ユザワヤは，被審人の申し入れた価格でハマナカ毛糸を販売するようになったことから，被

審人は，他の値引き限度価格を下回る価格で販売している事業者についても，順次，同様の申入れをし，あるいは卸売業者をして申し入れさせることとし，これを実施した。個別の事業者に対する対応は，以下のとおりである。

ア　株式会社ＡＢＣクラフト（以下「ＡＢＣクラフト」という。）への対応

大阪府に本店を置き，主に近畿地区に店舗を展開する小売業者であるＡＢＣクラフトは，ハマナカ毛糸を卸売業者から仕入れ，玉単位で標準価格の２０パーセント引き及び袋単位で標準価格の３０パーセント引きの価格で販売していた。

平成１７年１０月上旬ころ，被審人の販売部長吉田弘は，ＡＢＣクラフトにハマナカ毛糸を卸している卸売業者２社の各営業担当者を同行してＡＢＣクラフトに赴き，ＡＢＣクラフトに対し，ハマナカ毛糸を値引き限度価格以上の価格で販売するよう申し入れた。しかし，ＡＢＣクラフトがその申入れに応じなかったことから，被審人は，当該卸売業者２社に対するハマナカ毛糸の出荷を停止し，もって，ＡＢＣクラフトに対するハマナカ毛糸の供給を停止させた。

被審人の出荷停止を受けて，同月中旬ころ，ＡＢＣクラフトは，ハマナカ毛糸を品ぞろえしておく必要があることから被審人の申入れに従わざるを得ないと考え，被審人の申入れに応じ，ハマナカ毛糸を値引き限度価格以上の価格で販売する旨を被審人に伝え，それ以降，当該価格で販売した。

（査第１号証，第４号証ないし第６号証，濱中貞宏被審人代表者）

イ　小野株式会社（以下「小野」という。）への対応

香川県に本店を置き，主に四国地区に「手芸センタードリーム」という名称で店舗を展開する小売業者である小野は，ハマナカ毛糸を被審人から直接仕入れ，「会員価格」と称して，通常は玉単位で標準価格の１０パーセント引きの価格で販売していたが，セール時には玉単位で標準価格の２０パーセント引き又は３０パーセント引きで販売していた。

平成１７年１０月ころ，小野がハマナカ毛糸を特別セールとして玉単位で標準価格の３０パーセント引きで販売していたことから，被審人は，小野に対し，ハマナカ毛糸を値引き限度価格以上の価格で販売するよう

申し入れた。しかし，小野が被審人の申入れに応じなかったことから，被審人は，小野に対するハマナカ毛糸の出荷を停止した。

被審人の出荷停止を受けて，小野は，ハマナカ毛糸を品ぞろえしておく必要があることから被審人の申入れを拒絶することはできないと考え，やむなく被審人の申入れに応じることとし，当該特別セール終了後はハマナカ毛糸を値引き限度価格以上の価格で販売する旨を被審人に伝え，それ以降，当該価格で販売した。

（査第７号証，第８号証）

ウ　イオン株式会社（以下「イオン」という。）への対応

千葉県に本店を置き，主に関東地区に店舗を展開する事業者であるイオンは，ハマナカ毛糸を二次卸売業者である有限会社銀河夢（以下「銀河夢」という。）から仕入れ，玉単位で標準価格の１５パーセント引きの価格で販売していた。銀河夢は，ハマナカ毛糸を一次卸売業者から仕入れていた。

平成１７年１０月ないし１１月ころ，被審人は，銀河夢をしてイオンに対し，ハマナカ毛糸を値引き限度価格以上の価格で販売するよう申し入れさせた。しかし，イオンがその申入れに応じなかったことから，被審人は，同年１１月２１日から同月２４日ころにかけてハマナカ毛糸を販売していたイオンの約１５０店舗のうち約半数の店舗においてハマナカ毛糸をすべて買い上げるとともに，同月ころ銀河夢のハマナカ毛糸の仕入先である一次卸売業者に対し，銀河夢に対するハマナカ毛糸の出荷を停止させた。さらに，被審人は，他の卸売業者に対しても，銀河夢からハマナカ毛糸の注文があっても販売しないよう連絡するとともに，卸売業者から受けた注文のうち当該卸売業者が銀河夢から注文を受けて被審人に発注したとみられるものについて当該卸売業者に出荷しないようにした。

平成２０年１月の時点において，イオンは，見切り品及び廃番品以外のハマナカの毛糸を取り扱っていない。

（査第１号証，第２号証，第９号証ないし第１１号証）

エ　株式会社三喜（以下「三喜」という。）への対応

千葉県に本店を置き，主に関東地区に店舗を展開する小売業者である三喜は，ハマナカ毛糸を卸売業者から仕入れ，玉単位で標準価格の２５

パーセント引きの価格で販売していた。

平成１８年４月ころ，被審人は，三喜に対し，ハマナカ毛糸を値引き限度価格以上の価格で販売するよう申し入れ，その際に，その申入れに従わない場合には三喜に対するハマナカ毛糸の出荷を停止することを示唆した。

三喜は，ハマナカ毛糸を品ぞろえしておく必要があることから，出荷停止されることを恐れ，被審人の申入れに従わざるを得ないと考え，やむなく被審人に対して，当該価格でハマナカ毛糸を販売する旨を伝えた。しかし，三喜は，２５パーセント引きの価格で販売することを見込んで仕入れており，被審人の申入れに従って直ちに値上げすると売行きが悪くなり，在庫が増えるおそれがあることから，被審人の東京支店販売部長納谷良人に対し値上げの時期を遅らせることを認めてほしい旨申し入れたところ，同人はこれを認めたため，同年１０月以降，販売価格を値引き限度価格に引き上げた。

（査第１２号証，第１３号証）

(3) インターネット小売業者への対応

平成１８年ころから，前記(1)及び(2)のとおり被審人の申入れに応じた小売業者等から被審人に対し，インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸が値引き限度価格を下回る価格で販売されていることについても是正すべきであるという苦情が寄せられていた。同年後半ころ，被審人は，インターネット小売業者の販売価格の是正について検討するために，その価格の調査を行った。さらに，平成１９年４月ころ，価格の是正を申し入れるために，改めて，販売価格の調査を行ったところ，多くのインターネット小売業者が玉単位で標準価格の２０パーセント引きの価格で販売していることを把握した。そこで，同年５月ころ，被審人は，インターネットを利用した方法により販売される場合においても，同年７月１日以降，ハマナカ毛糸を値引き限度価格以上の価格，すなわち，玉単位で標準価格の１０パーセント引き以上の価格で販売させることとした。

被審人は，同年６月ころ，値引き限度価格を下回る価格で販売しているインターネット小売業者を中心に少なくとも１５社のインターネット小売業者に対し，同年７月１日以降値引き限度価格以上の価格で販売するよう申し入れるとともに，卸売業者をして，当該卸売業者がハマナカ毛糸を

販売しているインターネット小売業者に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう申し入れさせた。この申入れを受けたインターネット小売業者は，おおむねこれに応じて，同日以降，小売価格を引き上げた。

例えば，埼玉県に本店を置くインターネット小売業者である株式会社コーダ（以下「コーダ」という。）は，インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を標準価格の２０パーセント引きの価格で販売していたところ，上記の申入れを受け，他のインターネット小売業者の同日以降の販売価格が被審人の申入れに沿った価格に改められていることを確認した上で，その申入れに応じて，それ以後，値引き限度価格で販売することとして，販売価格を引き上げた。

その結果，インターネット小売業者の小売価格は，おおむね標準価格の１０パーセント引きの価格となった。

（査第１号証，第３号証，第１４号証ないし第２１号証）

(4)　以上の被審人の行為（以下「本件行為」という。）により，小売業者は，ハマナカ毛糸をおおむね値引き限度価格以上の価格で販売している。（査第１号証ないし第８号証，第１２号証，第１３号証，第１７号証ないし第２０号証）

第４　本件の争点

１　被審人は，小売業者に対し，その販売するハマナカ毛糸の販売価格を定めてこれを維持させるという拘束の条件をつけてハマナカ毛糸を供給し，また，卸売業者に対し小売業者のハマナカ毛糸の販売価格を定めて当該卸売業者をして小売業者にこれを維持させるという拘束の条件をつけてハマナカ毛糸を供給しているか否か。（争点１）

２　被審人の前記１の行為には正当な理由があるか否か。（争点２）

第５　双方の主張

１　争点１（販売価格を定めてこれを維持させるという拘束の条件をつけてハマナカ毛糸を供給しているか否か等）について

(1)　審査官の主張の概要

ア　一般指定第１２項各号でいう当該商品の「販売価格を定め」とは，取引の相手方等の当該商品の販売価格について，確定した販売価格を定める場合のほか，販売価格の下限や，一定の範囲内の販売価格を定める場合なども含まれる。

本件において，被審人は，ハマナカ毛糸を玉単位で販売する場合は標準価格の１０パーセント引き及び袋単位で販売する場合には２０パーセント引き以上の価格で販売することを要請した。これは，被審人が，小売業者に対して，ハマナカ毛糸の販売価格の下限，すなわち，値引き限度価格を定めていたのであり，「販売価格を定め」たということができる。

イ　一般指定第１２項の「拘束」の有無については，事業者の何らかの人為的手段によって，その取引の相手方等が当該事業者の示した価格で販売することについての実効性が確保されていると認められるかどうかで判断される。文書や口頭による合意によって当該事業者の示した価格で販売するようにさせている場合に限らず，当該事業者の示した価格で販売しない場合に経済上の不利益を課し，又は課すことを示唆するなどによって，当該価格で販売するようにさせている場合にも，実効性が確保されているといえる。このことは，最高裁判所昭和５０年７月１０日判決・民集２９巻６号８８８頁（和光堂株式会社審決取消請求事件。以下「和光堂判決」という。）からも明らかである。

本件においては，ハマナカ毛糸は，手芸手編み糸を取り扱う小売業者にとって，品ぞろえに加えておくことが不可欠な商品であったため，小売業者としては，ハマナカ毛糸を仕入れ・販売しなければ経済上の不利益を生ずることが容易に予測され，ハマナカ毛糸の仕入れ・販売を続けるためには，その販売業者である被審人からの販売価格に関する要請に従わざるを得ず，自由にハマナカ毛糸の価格を決定することができなかったのであり，被審人の要請に応じなければ現実に経済上の不利益を被る状況下において，被審人は，取引の相手方等と合意すること，取引の相手方等に対し経済上の不利益を課し，又は不利益を課す旨を示唆することなどによって，取引の相手方等に対し，被審人の示した価格でハマナカ毛糸を販売するようにさせていたのである。

(2)　被審人の主張の概要

ア　被審人は，当該商品の販売価格を定めていない。

イ　被審人は，ハマナカ毛糸を玉単位で販売する場合は標準価格の１０パーセント引き，袋単位で販売する場合には２０パーセント引き位の価格で販売することを提案したが，これは，小売業者の要望を伝えたもの

であり，他の業者を拘束するものではない。小売業者は，自主的に小売業者独自の小売価格を設定して販売していた。

また，被審人の上記提案を受けた中小の小売業者は，被審人の示した価格で販売しなくとも，経済上の不利益を被ることはなく，その後もハマナカ毛糸の仕入れ・販売を継続することは容易であった。現実に被審人が，中小の小売業者に対し，経済上の不利益を課し，又は不利益を課すことを示唆したことはない。

時代の流れや商品の多種・多様化により，現在においては，ハマナカ毛糸を店頭に出さない店も存在するようになってきており，ハマナカ毛糸を販売しなくとも経済的不利益を受けることはない。

(3) 被審人の各小売業者等への対応に関する双方の主張

ア　ユザワヤへの対応

(ア) 被審人の主張

a　ユザワヤは，被審人の要請を受ける以前においても，それ以後においても，独自の判断で販売価格を決定し，現実に自社で決定した販売価格で販売を継続している。

b　ユザワヤの年商は被審人の年商の数倍の大きさであり，被審人が値引きの目安とした価格以上の価格で販売するよう要請したとしても，ユザワヤは他社のどこからでも商品を仕入れることができるのであり，ユザワヤが被審人の要請によって販売価格を拘束されることはあり得ない。

(イ) 審査官の主張

小売業者にとってハマナカ毛糸が品ぞろえとして必要不可欠な事情があることから，小売業者の事業規模いかんは，販売価格の拘束に何ら影響するものではない。

イ　ＡＢＣクラフトへの対応

(ア) 被審人の主張

被審人が，ＡＢＣクラフトの取引先卸売業者２社に対するハマナカ毛糸の出荷を停止し，ＡＢＣクラフトに対するハマナカ毛糸の供給を停止したことはあるが，ＡＢＣクラフトが大型店であることからすれば，多くの仕入業者から自ら仕入業者を選択することができるのであり，いずれかの仕入業者が出荷停止をしたり，取引停止をしたとして

も，他の仕入業者から商品を仕入れることができるのであって，ＡＢＣクラフトの取引先卸売業者への出荷停止はＡＢＣクラフトの価格決定の自由を制限しない。現に，ＡＢＣクラフトは，他の卸売業者からハマナカ商品を仕入れることも可能であった。

(イ) 審査官の主張

小売業者の事業規模いかんは，被審人が価格決定の自由を制限することに何ら影響するものではない。

ウ　小野への対応

(ア) 審査官の主張

ａ　被審人は，小野が値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから，平成１７年１０月ころ，小野に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請した。しかし，小野がかかる要請に応じなかったことから，被審人は，小野に対するハマナカ毛糸の出荷を停止した。かかる出荷停止措置を受けて，小野は，やむなく被審人の要請に応じ，被審人に対して被審人の示した値引き限度価格以上の価格でハマナカ毛糸を販売する旨を伝え，それ以降，値引き限度価格以上の価格で販売した。

ｂ　平成１７年１１月にハマナカ毛糸が品切れの状態で小野及び他店に対して出荷不能のときが３日間あったということはない。１１月という毛糸の需要期に実際に小野と取引をしていたすべての商品について突然品切れすることはあり得ない。

(イ) 被審人の主張

ａ　被審人は，小野に対し，平成１７年１０月に出荷停止をしていない。

平成１７年９月２６日から同年１１月１２日までの出荷明細によれば，各商品の出荷日には，いずれも小野の各店舗に出荷している。

ｂ　平成１７年１１月に品切れの状態で出荷不能のときが３日間あったものの，これは現実に品切れ状態となり他店に対しても同様に出荷できなかったのであって，故意に出荷停止したものではない。

エ　イオンへの対応

(ア) 審査官の主張

a　被審人は，イオンが値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから，平成１７年１０月ころ，イオンの取引先卸売業者である銀河夢をして，イオンに対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させた。しかし，イオンがかかる要請に応じなかったことから，被審人は，イオンの店頭において販売されていたハマナカ毛糸を買い上げるとともに，銀河夢にハマナカ毛糸を販売していた卸売業者をして，銀河夢に対するハマナカ毛糸の出荷を停止させた。さらに，被審人は，他の卸売業者に対し銀河夢からハマナカ毛糸の注文があっても販売しないよう連絡し，また，他の卸売業者が発注した銀河夢からとみられる注文分について出荷しないようにするといった対策を講じている。かかる状況においては，イオンは他の卸売業者からハマナカ毛糸を自由に仕入れ・販売することができなかった。

b　被審人は，イオンはハマナカ毛糸を買い上げられた後も，以前と同様にハマナカ毛糸の販売を継続している旨主張するが，そもそも，被審人は，ハマナカ毛糸を販売していたイオンの１５０店舗の半数の店舗において販売されていたハマナカ毛糸を買い上げ，前述のとおりハマナカ毛糸の出荷を停止するといった不利益措置を講じているのであるから，イオンが「以前と同様に」ハマナカ毛糸を自由に販売できていたとは到底いえない。なお，被審人は，被審人による買上げ以降も，イオンによるハマナカ毛糸の仕入れ及び販売が継続されている旨主張するが，被審人による買上げ以降の販売実績は，イオンの１５０店舗のうち，被審人による買上げが行われていない残りの約半数の店舗における在庫分の売上げ等であったとみられる。

(イ)　被審人の主張

a　イオンは最大手の総合スーパーであり，イオンの店頭で販売されていたハマナカ毛糸を買い上げられたとしても，イオンはすぐにどこからでもハマナカ毛糸を仕入れることが可能であるのだから，イオンのハマナカ毛糸の販売価格の決定等の事業活動における自由な競争を阻害することは全く考えられない。また，被審人は平成１７年１０月に出荷停止していない。

b　イオンは，被審人等が何らかの要請，又は出荷停止をしたとしても，現実に被審人の要請等に左右されることなく，要請を拒否し独自の判断で販売価格を決定し，被審人又は代理店等から入荷できなくとも現実に自社で決定した販売価格で販売を継続している。

c　被審人が，イオンの店頭で販売されていたハマナカ毛糸を買い上げた後も，イオンは，以前と同様にハマナカ毛糸の販売を継続している。

d　イオンがハマナカ毛糸を買い上げられたとされるイオンの決算年度の第４０週（被審人は，平成１７年１１月２０日から２６日までの週を指すとして主張するが，証拠上，同月２１日から２７日までの週と認められる。以下「第４０週」という。）の前後でイオンのハマナカ毛糸の週間売上数量はほとんど変わらない。季節物の秋冬毛糸は，１１月下旬までが販売時期であり，それを過ぎると見切り販売となるのが量販店では常識である。

イオンに対して，被審人以外の第三者から以前と同様に商品が供給されている。これは，「客注対応」という名目で銀河夢から供給されていたことで裏付けられる。審査官は，イオンはそれまでの在庫を販売したものと主張するが，在庫だけでは約半数の店舗で上記の数量を販売することは不可能である。

e　イオンは，２５種から６５種の毛糸を扱っているところ，そのうち，ハマナカ毛糸はメンズクラブマスターという商品だけであり，しかもその２２色中６色を扱っているにすぎないのであって，イオンにとって被審人の商品はあってもなくても営業に差し障りはない。

オ　三喜への対応

(ア)　審査官の主張

a　被審人は，平成１８年４月ころ，三喜が値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから，三喜に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請し，その際に，かかる要請に従わない場合には三喜に対するハマナカ毛糸の出荷を停止することを示唆した。そのため，三喜は，出荷停止されることを恐れて，やむなく被審人に対して被審人の示した値引き限度価格以上の価

格でハマナカ毛糸を販売する旨を伝え，それ以降，値引き限度価格以上の価格で販売することとし，販売価格を引き上げた。

b　三喜の事業規模が大きいことは，被審人が三喜の価格決定の自由を制限することに何ら影響を及ぼすものではない。

(イ)　被審人の主張

a　被審人が，平成１８年４月ころ，三喜に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請し，その際に，かかる要請に従わない場合には三喜に対するハマナカ毛糸の出荷を停止することを示唆したという事実はない。同月には，秋冬物の商戦は既に終わっているので，その頃，出荷停止の話がされることはあり得ない。三喜が被審人から出荷停止の示唆を受けた旨の三喜の従業員の供述（査第１３号証）は，一方的な誤解に基づく供述である。

b　三喜は，被審人の数倍の売上高の実績がある会社であるから，被審人が何らかの要請をしたとしても，それに拘束されることは全くあり得ないことである。

三喜が販売する毛糸の大半は，ハンズプロダクツが中国で生産している毛糸であり，ハマナカなどのいわゆるメーカー品と呼ばれる毛糸の売上げはごく一部の割合にすぎないので，被審人のハマナカ毛糸の価格が，三喜の価格決定の自由を拘束することはあり得ない。

カ　インターネット小売業者への対応

(ア)　審査官の主張

被審人は，インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸が値引き限度価格を下回る価格で販売されているとの情報を得たことから，インターネット小売業者の標準価格からの値引き販売の状況について調査を行い，平成１９年５月ころ，インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売する場合においても，同年７月１日以降値引き限度価格以上の価格で販売させることとし，インターネット小売業者に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに，卸売業者をして，当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売しているインターネット小売業者に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させている。

被審人は，コーダがインターネットを利用した方法により値引き限

度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから，同年６月ころ，コーダに対し，インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売するに当たり，他のインターネット小売業者と同様に同年７月１日以降の販売価格を値引き限度価格以上の価格とするよう要請した。かかる要請を受けたコーダは，他のインターネット小売業者のインターネットにおける販売価格が，被審人の要請に沿った価格に改められていることを確認し，被審人の示した価格で販売することとし，販売価格を引き上げた。

なお，被審人代表者は，２時間調べるだけでもインターネット小売業者は８６社もあり，すべてのインターネット小売業者の販売価格を把握することは困難である旨陳述するが，そもそも８６社というインターネット小売業者数は，平成２１年４月１５日時点での業者数であり，被審人がコーダ等のインターネット小売業者に対して要請をした当時（平成１９年６月ころ）の業者数を示すものではないから，当時の状況を語る上において何ら意味を持つものではない。

(イ) 被審人の主張

a インターネットを利用した方法によるハマナカ毛糸の販売について，コーダを含む複数のインターネット小売業者から，業界としては玉単位で１０パーセント引きでの販売が望ましいとの説明・申入れを受け，他のインターネット小売業者に対して意見を聞いたところ，コーダを含め，それまで玉単位で２０パーセント引きで販売していたインターネット小売業者も自主的に１０パーセント引きで販売するようになったものである。被審人は，コーダ等から受けた申入れの内容をインターネット小売業者１５社に伝達したにすぎない。

b インターネット通販は，いつでも参入することができるので独占禁止法違反の対象が定まらず，反競争的状態を継続することは不可能である。

平成２１年７月２４日にインターネット小売業者８６店について調査したところ，平成１９年６月以前からインターネット通販を実施していた事業者数は５３店であった。インターネット通販を利用してハマナカ毛糸を販売している業者を特定することは不可能

といってよいほど難しいのであって，これらすべてのインターネット通販業者が，被審人が被審人の示した価格で販売することの実効性を確保することは困難である。

被審人が前記ａのとおり１５社に伝達することによって，５３店全部が販売価格を決めることはあり得ないのであって，５３店全部が値引き限度価格を決めていたとの主張は事実に反するものである。

ｃ　被審人の伝達行為は，コーダ等からの申入事項を伝達したという幇助を行ったにすぎない。独占禁止法における不当な取引制限は競争業者間においてのみ成立するものである。

２　争点２（正当な理由があるか否か）について

(1)　被審人の主張

被審人が小売業者に対して値引き限度価格以上の価格で販売するよう提案等したのは，単に事業経営上の合理性，必要性からではなく，大多数の中小の小売業者が生き残れるようにし，産業としての，文化としての手芸手編み業を維持し，手芸手編み業界全体を守るためである。かかる目的は，独占禁止法の目的（第１条）にも適うものである。

被審人の上記行為については，正当な理由がないとはいえない。

(2)　審査官の主張

ア　一般指定第１２項でいう「正当な理由」とは，「専ら公正な競争秩序維持の見地からみた観念であって，当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことをいうものであり，単に通常の意味において正当のごとくみえる場合すなわち競争秩序の維持とは直接関係のない事業経営上又は取引上の観点等からみて合理性ないし必要性があるにすぎない場合などは，ここにいう『正当な理由』があるとすることはできない」（前掲和光堂判決。なお，最高裁判所昭和５０年７月１１日判決・民集２９巻６号９５１頁〔明治商事株式会社審決取消請求事件。以下「明治商事判決」という。〕も同旨。）。

本件における被審人の行為は，本来自由であるべき取引の相手方等の販売価格に介入し，相手方事業者間の価格競争を減少・消滅させるものであって，前記第３の２の各事例が示すとおり，取引の相手方等の事業活動における自由な競争を阻害しているものであることが明らかであ

り，公正な競争秩序の維持を促す効果は全く伴っていない。

なお，仮に，被審人が主張する大手小売業者の通常では考えられない価格による安売りによって，ハマナカ毛糸がいわゆる不当廉売又はおとり販売に供されることがあるとしても，その対策として再販売価格維持行為を実施することが相当であるかどうかは，独占禁止法第２３条の規定に基づく指定の手続において公正取引委員会が諸般の事情を考慮して公益的見地から判断すべきものであるから，同指定を受けることなく，しかもすべての販売業者に対して一般的・制度的に，再販売価格維持行為を行うことが正当化される余地はない（前掲明治商事判決）のである。

したがって，被審人の本件行為については，「正当な理由」があるとはいえない。

イ　仮に，被審人が主張するように，本件行為の目的が「大多数の中小の小売業者が生き残る途であり，また，産業としての，文化としての手芸手編み業を維持し，手芸手編み業界全体を守る」ものであったとしても，それは競争秩序の維持とは直接関係ないものであることから，結論に何ら影響しない。むしろ，濱中貞宏被審人代表者が陳述するように，被審人が中小の小売業者を保護することは，被審人の経営基盤への影響を防ぐことを目的とするものであって，結局のところ，被審人は，自らの事業経営上の観点等からの合理性ないし必要性の要請に基づき，本件行為を行ったにすぎず，「正当な理由」があるなどとは到底いえない。

第６　審判官の判断

１　争点１（販売価格を定めてこれを維持させるという拘束の条件をつけて供給しているか否か等）について

(1)　一般指定第１２項各号所定の「販売価格を定め」るとは，一定の販売価格を定める場合のみならず，販売価格の下限を定める場合も含むものと解される。

また，一般指定第１２項所定の「拘束の条件をつけて」いるというためには，必ずしもその取引条件に従うことが契約上の義務として定められていることを要せず，それに従わない場合には経済上何らかの不利益を伴うことにより現実にその実効性が確保されていれば足りるものと解される（前掲和光堂判決参照。同判決は，直接的には昭和５７年公正取引委員会告示第１５号による改正前の不公正な取引方法〔昭和２８年公正取引委員

会告示第１１号。以下「旧一般指定」という。〕の８の拘束条件付取引に係る「拘束」の解釈を論じたものであるが，一般指定第１２項の「拘束の条件をつけて」の解釈においても同様に妥当するものと解される。）。

(2) 前記第３の事実によれば，被審人は，平成１７年９月ころ以降，ハマナカ毛糸の小売業者が標準価格を大幅に下回る販売価格で販売することにより小売業者間の価格競争が激化することを防止するため，ハマナカ毛糸の値引き限度価格を定めて小売業者をしてその価格以上の価格で販売させることとし，その価格を下回る価格で販売している小売業者が判明した場合には，自ら又は卸売業者を通じて，当該小売業者に対し，その価格以上の価格で販売するよう申し入れ，小売業者をしてこれに応じさせ，小売業者がその申入れに応じない場合には，当該小売業者に対する出荷を停止し，あるいは当該小売業者にハマナカ毛糸を販売している卸売業者に対する出荷を停止することにより当該小売業者への出荷を停止させ，又はかかる出荷停止を示唆するなどし，これにより，小売業者に対し，値引き限度価格を，実効性をもって維持させているものと認められる。

そうである以上，被審人は，ハマナカ毛糸の「販売価格を定め」た上で，小売業者に対し，当該販売価格を維持させるという「拘束の条件をつけて」ハマナカ毛糸を供給し，かつ，卸売業者に対し，当該卸売業者をして小売業者に当該販売価格を維持させるという「拘束の条件をつけて」ハマナカ毛糸を供給しているものというべきである。

(3) 被審人の主張についての判断

前記(2)の判断及び前記第３の事実に関し，被審人が主張する諸点に関する判断は，以下のとおりである。

ア　小売業者全般に係る事実関係について

被審人は，本件商品の販売価格を定めておらず，小売価格に関する小売業者の要望を伝えたにすぎないと主張する（前記第５の１(2)ア，イ）が，その理由のないことは，前記第３に認定したところから明らかである。

イ　ユザワヤに係る事実関係について

被審人は，ユザワヤの従業員の供述調書（査第３号証）を根拠として，ユザワヤが独自の判断で販売価格を決定していると主張する。

しかしながら，当該供述は，ユザワヤが被審人の要請に従ったことの

理由を述べているものであって，ユザワヤが被審人の要請と無関係に自らの販売価格を設定していることを述べるものではないから，被審人の主張は失当である。

ウ　小野に係る事実関係について

被審人は，小野に対する出荷は平成１７年９月２６日から同年１２月１２日まで継続されていた旨主張し，その根拠として審第２７号証ないし第３２号証を提出し，また，同年１１月に小野及び他店に対して出荷しなかった期間が３日間あったがこれは品切れによるものであり故意の出荷停止ではないと主張する。

しかしながら，査第７号証及び第８号証によれば，小野が出荷停止の措置を受けたこと及び被審人の担当者は，小野の代表者からの問い合わせに対し方便として「品切れ」と回答したにすぎず，小野の代表者も要請に従わなかったために出荷停止されたものであると認識していたことが優に認められる。また，審第２７号証ないし第３２号証は，具体的に，いつ発注を受けたものか，どの店舗に対し，いつ出荷したのか等を明らかにするものではないところ，査第７号証及び第８号証によれば出荷停止はごく短期間であったと認められることを併せかんがみると，上記認定を左右するものではない。

エ　イオンに係る事実関係について

被審人は，平成１７年１０月にイオンに対して出荷停止等をした事実はない旨主張し，その根拠として，被審人によってハマナカ毛糸の買上げが行われたとされる第４０週以降においてもイオンは以前と同様にハマナカ毛糸の販売を継続していると主張する。

しかしながら，被審人は，ハマナカ毛糸を販売していたイオンの１５０店舗の約半数の店舗においてハマナカ毛糸をすべて買い上げた上，イオンに対するハマナカ毛糸の出荷を停止するといった措置を講じており，実際にも，第４０週の前後で，イオンにおけるハマナカ毛糸の週間売上高はほぼ半減している（査第１０号証）のであるから，イオンが以前と同様にハマナカ毛糸の販売を継続できているとはいえない。

さらに，被審人は，上記のとおりイオンのハマナカ毛糸の売上高が半分近くになっていることについて，需要期が終了したことによるものであると主張するが，ハマナカ毛糸の需要が晩秋期に当たる１１月下旬に

減少することを裏付ける証拠はなく，同主張は採用できない。

その他，イオンとの取引に関して前記第３の認定判断を覆すに足りる証拠は見当たらない。

なお，イオンが第４０週以降も銀河夢から「客注対応」としてハマナカ毛糸の供給を受けたことがあったことが認められる（査第１０号証）が，あくまでも顧客の注文を受けた個別的なものであり，これをもってイオンにおいてハマナカ毛糸の仕入れが従前どおり可能であったとはいえない。

オ　三喜に係る事実関係について

被審人は，平成１８年４月に三喜に対して出荷停止をしたこともそれを示唆したこともなく，その示唆を受けた旨の三喜の担当者の供述（査第１３号証）は一方的な誤解に基づくものである旨主張し，その根拠として，同月には秋冬物の商戦は既に終わっており出荷停止の話がされることはあり得ない旨を主張する。

しかしながら，秋冬物の商戦が終わった時期に出荷停止の話がされることがあり得ないとの被審人の主張を的確に裏付ける証拠はない（三喜の担当者の上記供述によれば，被審人が価格引上げを要請した「ハマナカモヘア」及び「ハマナカモヘアカラフル」という商品は年間を通じてよく売れる商品である。）。この点に関する被審人の主張は具体性を欠くものであるところ，三喜の担当者の上記供述は具体的かつ詳細であり，同人において虚偽の供述をする特段の理由がないことも踏まえれば，上記供述は十分に信用性が認められる。

カ　インターネット小売業者に係る事実関係について

被審人は，平成１９年６月当時，コーダ等からの申入れに基づき，コーダ等から通知された内容をインターネット通販業者１５社に伝達したにすぎない旨及びかかる伝達行為は「幇助」にすぎない旨を主張する。

しかしながら，査第１４号証ないし第２１号証によれば，被審人は，取引先であるインターネット小売業者をリストアップし，毛糸の種類ごとに各社の販売価格を調査し，その結果，値引き限度価格を下回る価格で販売していることが判明したインターネット小売業者については，各社の関連部署である東京支店，第一販売部及び第二販売部が対処することとし，各部署の販売担当者が値引き限度価格以上の価格で販売するよ

うに申入れを行ったことが認められるのであり，被審人の行為が単なる伝達行為にとどまるものでないことは明らかであるから，被審人の上記主張はいずれも採用できない。

キ　「拘束の条件をつけて」について

(ア) 被審人は，ユザワヤ，ＡＢＣクラフト，イオン及び三喜はいずれも大規模な小売業者であること，ユザワヤ，ＡＢＣクラフト及びイオンにおいては，他の卸売業者等からハマナカ毛糸を仕入れることも可能であること，また，イオン及び三喜においては，その品ぞろえの中でハマナカ毛糸の占める割合は小さく，ハマナカ毛糸を販売できなくなったとしても不利益を被ることはないことから，被審人からの要請によってその販売価格を拘束されることはあり得ず，現にイオンは被審人の要請を拒否し，自ら決定した価格で販売を継続している旨主張する（前記第５の１(3)ア(ア)，イ(ア)，エ(イ)，オ(イ)）。

しかしながら，前記第３の事実，取り分け，ハマナカ毛糸が，手芸手編み糸を取り扱う小売業者にとって品ぞろえに加えておくことが重要な商品となっていること，現にＡＢＣクラフト及び三喜は，被審人からの出荷停止又はその示唆を受けて，不本意ながら被審人の要請に従うことを決めていること，ユザワヤも，被審人からの再三の要請を受けた末にこれに従うこととしていること等からすれば，大規模な小売業者においても，ハマナカ毛糸を販売できなくなれば小さくない不利益を被ることになると認識されていたものと認められる。また，被審人による出荷停止等を受けた場合に，他の卸売業者から仕入れることができるとする被審人の主張を証する証拠は見当たらない。このように，小売業者において上記のように認識されている事実は，被審人が，小売業者に対し，値引き限度価格を，実効性をもって維持させているとの前記(2)の認定判断に沿うものである。

なお，イオンは，被審人による買上げ及び出荷停止等を受けてもなお被審人の要請に従っていないが，上記不利益の程度等は個々の小売業者の販売形態等によって異なり得ること，小売業者の経営方針にも様々なものがあり得ること等を踏まえれば，このイオンの対応をもって，上記認定が左右されるものではない。

(イ) 被審人は，平成１９年６月以前からインターネット通販を実施して

いた事業者数は５３店であり，インターネット通販にはいつでも参入することができることも踏まえれば，すべてのインターネット小売業者及びその販売価格を把握することは困難であり，１５社への伝達によって５３店全部が販売価格を決めることはあり得ないから，値引き限度価格の維持に係る実効性を確保することは困難である旨主張する（前記第５の１(3)カ(ｲ)ｂ）。

しかしながら，インターネット小売業者をすべて把握し，そのすべてに対し申入れをし，その販売価格を維持させることができなければ，違反行為が成立しないというものではない。そして，前記第３の２(3)によれば，被審人は，平成１９年４月ころの調査に基づき，値引き限度価格を下回る価格で販売しているインターネット小売業者を中心に申入れを行ったものであり，当該申入れの対象とされたインターネット小売業者が十数社にすぎなかったとしても，当該申入れの結果，被審人が小売価格の引上げの日とした平成１９年７月１日以降はインターネット小売業者が値引き限度価格を下回る価格で販売しているという苦情がなくなったこと（査第１４号証ないし第２１号証）等も踏まえれば，前記(2)のとおり，被審人は，インターネット小売業者に対しても，値引き限度価格を，実効性をもって維持させているものと認めることができる。

(ｳ) 被審人は，被審人の提案を受けた中小の小売業者は，被審人の示した価格で販売しなくとも経済上の不利益を被ることはなく，その後もハマナカ毛糸の仕入れ・販売を継続することは容易であり，現実に被審人が，中小の小売業者に対し，経済上の不利益を課し，又は不利益を課すことを示唆したことはないと主張する（前記第５の１(2)イ）。

しかしながら，被審人が複数の小売業者に対して出荷停止やその示唆を行っていたことは前記第３のとおりであり，その他に経済上の不利益を課し又はその旨示唆していない小売業者が存在したとしても，それによって違反行為の成立が否定されるものではない。中小の小売業者の中には，被審人の方針に進んで従う者が存在していたことがうかがわれる（査第１７号証ないし第２１号証）ところ，これらの小売業者との関係では，経済上の不利益を課すことを示唆等するまでもなく，実効性をもって値引き限度価格を維持させていたとみることがで

きる。

(4) 以上のとおりであるから，前記第３で認定した被審人の一連の行為は包括して一般指定第１２項第１号及び第２号に該当するものである。

２　争点２（正当な理由があるか否か）について

ハマナカ毛糸の小売価格を維持させる本件行為が，小売業者間のハマナカ毛糸に係る価格競争を阻害するものであって，公正競争阻害性を有するものであることは，その性質上明らかというべきである。

被審人は，本件行為について「正当な理由」があると主張するところ，一般指定第１２項所定の「正当な理由」とは，専ら公正な競争秩序維持の見地からみた観念であって，当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことをいうものであり，単に通常の意味において正当のごとくみえる場合すなわち競争秩序の維持とは直接関係のない事業経営上又は取引上の観点等からみて合理性ないし必要性があるにすぎない場合などは含まないものと解される（前掲和光堂判決及び明治商事判決参照。これらの判決は，直接的には旧一般指定の８の「正当な理由」の解釈を論じたものであるが，一般指定第１２項の「正当な理由」の解釈においても同様に妥当するものと解される。）。

これを被審人の本件行為についてみるに，被審人の主張する「大多数の中小の小売業者が生き残る途」であり，また「産業としての，文化としての手芸手編み業を維持し，手芸手編み業界全体を守る」ために必要であるということは，小売業者の事業活動における「自由な競争を阻害するおそれがないこと」をいうものとは解されず，むしろ，競争秩序の維持とは直接関係のない観点からの合理性ないし必要性をいうものであって，上記「正当な理由」を基礎付けるものということはできない。「手芸手編み業を維持し，手芸手編み業界全体を守る」こと自体は何ら否定されるべき事柄ではないが，そのような目的を達するために本件行為のような販売価格を維持させる行為を行うことが許されるなどと解することは，独占禁止法の趣旨等に照らし困難である。

その他本件全証拠によっても，上記「正当な理由」を基礎付ける事実は認めるに足りない。

第７　法令の適用

以上によれば，本件については，独占禁止法第１９条及び同第２０条第１

項の規定を適用して，被審人に対し，原処分のとおり，排除措置命令を行うべきであり，被審人の審判請求は理由がないから，独占禁止法第６６条第２項の規定により，主文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成２２年１月２８日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官　　高　橋　省　三

審判官　　酒　井　紀　子

審判官　　秋　吉　信　彦

別　添

平成２０年（措）第１４号

排　除　措　置　命　令　書

京都市右京区花園藪ノ下町２番地の３
ハマナカ株式会社
同代表者　代表取締役　濱　中　貞　宏

公正取引委員会は，上記の者に対し，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第２０条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　ハマナカ株式会社は，次の(1)の行為を取りやめるとともに，取締役会において次の(2)の事項を決議しなければならない。

(1)　手編み毛糸又は手芸糸を玉状等にまとめて「ハマナカ」又は「Ｒｉｃｈ　Ｍｏｒｅ」の商標を付したもの（以下主文において「ハマナカ毛糸」という。）の販売に関し，自ら又は卸売業者を通じて，小売業者に対し，ハマナカ株式会社が定めた値引き限度価格（ハマナカ株式会社が定めた標準価格等と称する希望小売価格から値引きして販売する場合に下限とすべき価格をいう。）以上の価格で販売するようにさせている行為

(2)　(1)の行為を取りやめる旨及び今後，(1)と同様の行為を行わない旨

2　ハマナカ株式会社は，前項に基づいて採った措置を，卸売業者及び小売業者に対し通知するとともに，一般消費者に周知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知，周知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

3　ハマナカ株式会社は，今後，ハマナカ毛糸の販売に関し，

第１項(1)の行為と同様の行為により，小売業者の販売価格を制限してはならない。

４　ハマナカ株式会社は，第１項及び第２項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

理　　由

第１　事実

１(1)　ハマナカ株式会社（以下「ハマナカ」という。）は，肩書地に本店を置き，手編み毛糸又は手芸糸（以下「手芸手編み糸」という。）を玉状等にまとめ，「ハマナカ」又は「Ｒｉｃｈ　Ｍｏｒｅ」の商標を付したもの（以下「ハマナカ毛糸」という。）を他の事業者に委託して製造させ，販売する事業を営む者である。

(2)　ハマナカは，ハマナカ毛糸を，自ら又は卸売業者を通じて小売業者に販売するほか，通信販売等の方法により直接一般消費者に販売している。

(3)　ハマナカ毛糸は，ハマナカ等が発行する編み物雑誌に掲載される作品例に頻繁に使用されていることから，他の手芸手編み糸に比して知名度が高い。このため，一般消費者の中には，ハマナカ毛糸を指名して購入する者が少なくないことから，手芸手編み糸を取り扱う小売業者にとって，品ぞろえに加えておくことが不可欠な商品となっている。

(4)　ハマナカは，ハマナカ毛糸について，標準価格等と称する希望小売価格（以下「標準価格」という。）を定め，自ら又は卸売業者を通じて，小売業者に周知している。

２(1)ア(ア)　かねてから，大手の小売業者が設定するハマナカ毛糸の販売価格について，中小の小売業者からハマナカに対し，苦情が寄せられてきたところ，ハマナカは，平成１７年７月ころから同年９月ころまでの間，東京都に本店を置き，主に関東地区及び近畿地区に店舗を展開する大手の小売業者が，新聞折り込み広告に掲載して標準価格を大幅に下回る価格でハマナカ毛糸を販売しているとの情報を得たことから，同年９月ころ，ハマナカ毛糸について，玉単位で販売する場合には標準価格の１０パーセント引きの価格など，小売業者が標準価格から値引きして販売する場合に下限とすべき価格（以下「値引き限度価格」という。）を定め，同月ころ以降，当該大手の小売業者を含む小売業者に対し，値引き限度価

格以上の価格で販売するよう要請するとともに，卸売業者をして，当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させている。

(イ) ハマナカは，前記(ア)の小売業者に対する要請の実効を確保するため，小売業者が当該要請に応じない場合には，当該小売業者又は当該小売業者の取引先卸売業者に対するハマナカ毛糸の出荷を停止するなどしている。

イ ハマナカは，インターネットを利用した方法により，ハマナカ毛糸が値引き限度価格を下回る価格で販売されているとの情報を得たことから，インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売している小売業者の標準価格からの値引き販売の状況について調査を行い，平成１９年５月ころ，インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売する場合においても，同年７月１日以降，値引き限度価格以上の価格で販売させることとし，小売業者に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに，卸売業者をして，当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させている。

(2) ハマナカの前記(1)の行為を例示すると，次のとおりである。

ア ハマナカは，大阪府に本店を置き，主に近畿地区に店舗を展開する小売業者が値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから，平成１７年１０月ころ，当該小売業者の取引先卸売業者を同行させ，当該小売業者に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請したところ，当該小売業者がこの要請に応じなかったことから，当該取引先卸売業者に対するハマナカ毛糸の出荷を停止した。

イ ハマナカは，香川県に本店を置き，主に四国地区に店舗を展開する小売業者が値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから，平成１７年１０月ころ，当該小売業者に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請したところ，当該小売業者がこの要請に応じなかったことから，当該小売業者に対するハマナカ毛糸の出荷を停止した。

ウ ハマナカは，千葉県に本店を置き，主に関東地区に店舗を展開する小売業者が値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから，平成１７年１０月ころ，当該小売業者の取引先卸売業者をして，当該

小売業者に対し，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させたところ，当該小売業者がこの要請に応じなかったことから，当該小売業者の店頭において販売されていたハマナカ毛糸を買い上げるとともに，当該取引先卸売業者にハマナカ毛糸を販売していた卸売業者をして，当該取引先卸売業者に対する出荷を停止させた。

エ　ハマナカは，千葉県に本店を置き，主に関東地区に店舗を展開する小売業者が値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから，平成１８年４月ころ，当該小売業者に対し，出荷を停止することを示唆して，値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請した。

オ　ハマナカは，埼玉県に本店を置く小売業者がインターネットを利用した方法により値引き限度価格を下回る価格でハマナカ毛糸を販売していたことから，平成１９年６月ころ，当該小売業者に対し，インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売している他の小売業者にも同年７月１日以降の販売価格を値引き限度価格以上の価格とするよう要請している旨を伝え，当該小売業者についても同日以降の販売価格を値引き限度価格以上の価格とするよう要請した。

３　ハマナカの前記２の行為により，小売業者は，ハマナカ毛糸について，おおむね，値引き限度価格以上の価格で販売している。

第２　法令の適用

前記事実によれば，ハマナカは，正当な理由がないのに，小売業者に対し値引き限度価格を維持させる条件を付けてハマナカ毛糸を供給し，卸売業者に対し当該卸売業者をして小売業者に値引き限度価格を維持させる条件を付けてハマナカ毛糸を供給しているものであり，これは，不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）の第１２項第１号及び第２号に該当し，独占禁止法第１９条の規定に違反するものである。

よって，ハマナカに対し，独占禁止法第２０条第１項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成２０年６月２３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　山　　田　　昭　　雄

委　員　　濱　　崎　　恭　　生

委　員　　後　　藤　　　　晃

委　員　　神　　垣　　清　　水